

（案）

第二期
磐田市子ども・子育て支援事業計画
中間年の見直しについて

令和4年12月16日

磐田市

1. 見直しの背景

市町村子ども・子育て支援事業計画については、令和4年3月に「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方」により、見直しの方針が国から示され、教育・保育給付認定区分ごとに市計画における「量の見込み」の人数が、「実績値」と10%以上の乖離がある場合、又は地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」が「実績値」と10%以上の乖離がある場合は、中間年である計画の3年目を目安に見直しを行うよう要請されているところである。

$$\frac{\text{令和3年度実績値}}{\text{令和3年度量の見込み}} \leq 90\% \quad \frac{\text{令和3年度実績値}}{\text{令和3年度量の見込み}} \geq 110\%$$

2. 見直し案

(1) 数値目標の変更

第5章 計画の目標値等（磐田市子ども・子育て支援事業計画P52～68及び資料（5）参照）

5. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

（磐田市子ども・子育て支援事業計画P61～68及び資料（5）参照）

<地域子育て支援拠点>

	令和5年			令和6年		
	量	変化	量	量	変化	量
①量の見込み	96,800	→	71,419	95,100	→	71,419
②確保の方策	96,800	→	71,419	95,100	→	71,419

○ 修正理由

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により保護者が利用を控えたため、利用者数が減少した。
- ・ 令和4年4月から9月までの実績を基に目標値を設定した。

○ 今後の対策

- ・ 初めて利用する親子を対象とした講座「はじめのいっぽ」の開催や施設紹介動画の作成など、子育て支援センターを身近に感じてもらい、利用しやすくするための取り組みを実施していく。

<妊婦健康診査（里帰りを含む）>

	令和5年			令和6年		
	量	変化	量	量	変化	量
①量の見込み	15,204	→	13,604	14,938	→	13,604
②確保の方策	15,204	→	13,604	14,938	→	13,604

○ 修正理由

- ・ 受診券の交付対象者数（妊婦数）が減少したことによる。

- ・ 年間出生見込み数に令和3年度の実績を反映させ、里帰り妊婦健診の見込み数を加算して目標値を設定した。
- 今後の対策
 - ・ 受診率のさらなる向上のため、妊娠届出時の保健指導の充実を図る。

<乳児家庭全戸訪問>

	令和5年			令和6年		
①量の見込み	1,086	→	1,050	1,067	→	1,050
②確保の方策	1,086	→	1,050	1,067	→	1,050

- 修正理由
 - ・ 出生数が低下したため、対象者数が減少した。
 - ・ 年間出生見込み数に令和3年度の実績を反映させ、目標値を設定した。
- 今後の対策
 - ・ 乳児のいる家庭への訪問実施率を100%へ近づけるため、対象者へのこまめな連絡や説明等、着実な訪問を継続して実施する。

<子育て短期支援事業（ショートステイ）>

	令和5年			令和6年		
①量の見込み	10	→	5	10	→	5
②確保の方策	10	→	10	10	→	10

- 修正理由
 - ・ 緊急一時的に保護する場合は、児童相談所による一時保護（里親含む）がなされており、本市申請に至る案件はなかった。
 - ・ 実績はなかったため、見込みは当初の50%としたが、緊急時に対応できるよう確保の方策は維持していく。
- 今後の対策
 - ・ 保護者の疾病等の理由により家庭において養育することが困難な家庭が対象であるため、利用者がこの事業を利用しやすいよう申請方法や利用料を検討し、関係機関や市民への情報提供はしていくが、量の見込みに関しては見直しを行う。

<ファミリー・サポート・センター事業>

	令和5年			令和6年		
①量の見込み	3,520	→	1,926	3,550	→	1,926
②確保の方策	3,520	→	1,926	3,550	→	1,926

- 修正理由
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者の利用控えや在宅勤務等による保護者の働き方が変化したため、利用者が減少した。
 - ・ 援助会員が不足しているため、受ける数を増やすことができなかった。
 - ・ 令和4年4月から8月までの実績を基に目標値を設定した。
- 今後の対策
 - ・ 関係機関と連携した援助会員確保策を実施し、援助会員を増やすことにより、利用者増加に繋げていく。

<一時預かり事業（幼稚園型）>

	令和5年			令和6年		
①量の見込み	26,282	→	43,680	25,760	→	43,680
②確保の方策	26,282	→	43,680	25,760	→	43,680
（施設数）	25	→	26	25	→	26

- 修正理由
 - ・ 幼児教育・保育の無償化により、長時間の施設利用を希望する利用者が増加した。
 - ・ 令和4年4月から9月までの実績を基に、施設数増加分も加味して目標値を設定した。
 - ・ 二之宮保育園のこども園化（R5～）により施設数を修正した。
- 今後の対策
 - ・ 安心して利用できるよう適切な提供体制を維持していく。

<一時預かり事業（幼稚園型を除く）>

	令和5年			令和6年		
①量の見込み	6,687	→	3,950	6,531	→	3,950
②確保の方策	6,687	→	3,950	6,531	→	3,950
（施設数）	15	→	18	15	→	18

- 修正理由
 - ・ 新型コロナウイルスの影響により保護者が利用を控えたことで、利用者が減少した。
 - ・ ひまわり保育園、ゆうあい保育園、のっぽ保育園が事業実施園になったことにより、施設数が増加した。
 - ・ 令和4年4月から9月までの実績を基に、施設数増加分も加味して目標値を設定した。

- 今後の対策
 - ・ 必要としている人に情報が届き、安心して利用できるよう、適切な提供体制を維持していく。

<延長保育事業>

	令和5年			令和6年		
	1,074	→	510	1,050	→	510
①量の見込み	1,074	→	510	1,050	→	510
②確保の方策	1,074	→	510	1,050	→	510
(施設数)	21	→	24	21	→	24

- 修正理由
 - ・ 新型コロナウイルス等により在宅勤務や短時間就業等、保護者の働き方が変化したことで、利用者が減少した。
 - ・ 令和4年4月から9月までの実績を基に目標値を設定した。
 - ・ 事業実施園の増加により施設数を修正した。
- 今後の対策
 - ・ 多様化する保育ニーズや新型コロナウイルスの影響等を踏まえながら、保護者が利用しやすいような提供体制を検討していく。

<病児保育・病後児保育事業>

	令和5年			令和6年		
	490	→	1,350	520	→	1,350
①病児保育量の見込み	490	→	1,350	520	→	1,350
②病後児保育量の見込み	980	→	240	1,040	→	240
③合計量の見込み	1,470	→	1,590	1,560	→	1,590
④病児保育確保数	490	→	1,350	520	→	1,350
⑤病後児保育確保数	980	→	240	1,040	→	240
⑥合計確保数	1,470	→	1,590	1,560	→	1,590

- 修正理由
 - ・ 「病児・病後児保育室みかん」の利用者が増加したため、病児保育量が増加した。
 - ・ 新型コロナウイルスの影響により、利用者が少しでもかぜに似た症状があれば利用を控えさせたため、病後児保育量は減少した。
 - ・ 令和4年4月から9月までの実績を基に目標値を設定した。
- 今後の対策
 - ・ 新型コロナウイルスの影響等を踏まえ、安心・安全な提供体制を維持していく。

(2) 文章の修正

第4章 行動計画 (磐田市子ども・子育て支援事業計画P33～51及び資料(3)参照)

【行動指針2 家庭、地域、関係機関が連携した子育て支援の体制づくり】

(磐田市子ども・子育て支援事業計画P.35参照)

1 子ども・保護者の不安を解消することども・子育て支援体制を整えていきます

(1) 身近な子育て支援体制づくり

③ 子育て相談員による支援

◆子育て相談員が、乳児がいる家庭の求めに応じて訪問し、子育ての手助けをしたり、不安の解消に勤めたりしていきます。

④ 多胎児を持つ親への支援

◆子育て相談員の訪問支援等による、多胎児をもつ親への支援の充実に努めていきます。

⇒文章の修正

③ 育児サポーターによる支援

◆育児サポーターが、乳児がいる家庭の求めに応じて訪問し、子育ての手助けをしたり、不安の解消に勤めたりしていきます。

④ 多胎児を持つ親への支援

◆育児サポーターの訪問支援等による、多胎児をもつ親への支援の充実に努めていきます。

【行動指針3】 母親と子どもの健康保持増進のための支援の充実(母子保健計画)

(磐田市子ども・子育て支援事業計画P.38参照)

1 健全な発育・発達のために母子の愛着形成と生活リズムの向上を推進し、健康な生活習慣づくりを支援していきます。

(1) 妊娠期を迎えるための経済的な支援

①不妊・不育症治療費補助

◆妊娠を希望している夫婦への経済的負担の軽減のために、一般不妊治療費、特定不妊治療費及び不育症治療費の補助を継続します。

◆不妊・不育症治療を必要とする方が、不妊治療費等の補助に関する情報をえることができるようにするために、広報し、ホームページ、リーフレットの配布等による情報発信に努め、制度の利用促進を図ります。

⇒文章の修正

①不育症治療費補助

- ◆妊娠を希望している夫婦への経済的負担の軽減のために、不育症治療費の補助を継続します。
- ◆不育症治療を必要とする方が、不育症治療費等の補助に関する情報をえることができるようにするために、広報し、ホームページ、リーフレットの配布等による情報発信に努め、制度の利用促進を図ります。